



環評審第29号
令和3年11月10日

沖縄県知事
玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



平成31年度（令和元年度）沖縄科学技術大学院大学整備事業に係る
事後調査報告書の審査について（答申）

令和2年12月23日付け沖縄県諮問環第16号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



沖縄科学技術大学院大学整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 赤土等による水の濁りについて

- (1) 調査結果において、「事業区域に隣接した箇所では他工事が実施されている状況が確認されており」としているが、他の事業による影響の程度について考察されていない。については、他の事業が本事業の事後調査に影響を及ぼすと考えられる場合には、他の事業の種類、場所、規模等を明らかにさせるとともに、調査地点の追加等を検討させ、本事業の影響を的確に把握させた上で考察させること。
- (2) 最大 SS 濃度の増加の一因としている自然崩壊の発生が確認された場合には、自然崩壊に対する本事業の影響を考察させ、必要な環境保全措置を講じさせること。また、調査結果の考察に当たっては、自然崩壊地の対策の状況等も踏まえさせること。
- (3) 赤土等の流出防止対策として団粒化剤による残土の発生源対策等が行われているが、令和 3 年 3 月 30 日に実施した沖縄県環境影響評価審査会による現地調査において、仮置きされた残土の一部に侵食が確認されたことから、赤土等の流出状況を確認させ、必要な追加の発生源対策を実施させること。

2 陸域植物について

- (1) 100PI 整備事業において移植された重要な植物について、一部の種については生育状況が悪化しており、その要因として移植時の傷害が考えられたとしている。については、移植の手法を示させるとともに、移植に当たっては、人為的な要因による生存率の低下を抑えるため、専門家等の助言を受けさせるなど、より良い技術が環境保全措置に取り入れられるよう努めさせること。
- (2) 移植地周辺の植生状況について、前回実施した植物社会学的手法による調査から 5 年程度経過していることから、同様の調査を追跡調査が終了した移植地を含む 23 箇所について実施している。調査の結果、植生遷移や各階層の植被率の増減が確認され、一部の移植した種については消失が確認されている。今後移植を実施する場合には、これらの調査結果及び消失等の要因も踏まえさせ移植地を選定させること。
- (3) 法面植生の遷移状況に係る事後調査は、失われた植生の回復を目的とした環境保全措置を実施するに当たり、より効果的な措置を検討するために実施されているが、これまでの S2 地区については一定程度の知見が得られたことなどから、調査を終了し、別条件下における法面植生の変遷状況を把握し、森林資源管理及び法面緑化計画等に資する知見の収集と蓄積を目的として別の地点で調査を実施するとしている。しかし、S2 地区法面の植生は、陽樹のリウキュウマツと半陰陽樹のイジュが同時に出現した特異な事例であることを踏まえさせ、代表的な地点において調査を継続することなどを検討させること。

3 陸域動物について

(1) イボイモリに対する環境保全措置として設置した繁殖池について、継続的な維持管理を要するものについては、今後の維持管理の方針、体制等を整理させること。また、維持管理を要さない環境保全措置の実施についても検討させること。

(2) バードストライクの発生件数は、平成 29 年度以降年々増加し、平成 31 年度（令和元年度）は過去最多の 48 件となっている。事業者は、発生件数が増加した要因として、施設整備が進み確認地点が増加したこと、施設周辺の自然環境が回復し施設周辺を利用する鳥類が増えたことなどが考えられるとしており、今後の施設整備の進捗等により発生件数の増加が懸念される。

全ての鳥類を対象とした一律の環境保全措置では、特に配慮が必要な種に対して効果的な環境保全措置を講じることが困難となるおそれがあることから、これまでに実施した事後調査、環境保全措置の結果等について、衝突した種の習性、発生した時期、発生場所及びその周辺の状況等を整理させ、より効果的な環境保全措置を検討させること。また、今後、構造物の建設が行われる場合には、構造物の計画段階から環境保全措置を検討させること。

4 100PI 整備事業以降の環境配慮について

100PI 整備事業について、自然環境が豊かな立地にあることは 50PI 整備事業と同じであり、事業者内での取り組みとしてこれまでと同様な環境配慮を継続して行う方針のもと、自主的な環境影響評価が実施され、その結果が図書にとりまとめられたことは評価できる。

一方、環境影響評価は、知事に意見を聴きより良いものとするのが望ましいが、知事に当該図書が送付されたのは事業の実施後であった。

については、事業の 300PI までの全体的な方向性を示すなど、可能な限り将来の計画及び環境の状況を明らかにさせた上で、適切な時点でその内容を踏まえた環境影響評価の実施を検討させ、事業の実施前に知事にこれを送付させること。